

附属書 I : 共通仕様書

(適用範囲)

第 1 条 この共通仕様書は、独立行政法人国際協力機構が委託して実施する草の根技術協力事業に係る委託業務の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、業務実施上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(契約書附属書の解釈)

第 2 条 附属書 II 「特記仕様書」に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

(用語の定義)

第 3 条 業務委託契約約款第 4 条に規定する承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

- (1) 承諾 監督職員及び分任監督職員（以下「監督職員等」という。）がプロジェクトマネージャーに対し、監督職員の所掌権限に係る事項を報告し、監督職員等が所掌権限に基づき了解することをいう。
- (2) 協議 監督職員等の所掌権限事項について、監督職員等とプロジェクトマネージャーが対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (3) 立会 監督職員等又はその委任を受けた者が作業現場に出向き、本契約に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

(資機材等の管理)

第 4 条 業務実施のために現地業務に際して本邦から携行する又は第三国で調達する受託者管理の資機材等について、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）及び外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）その他輸出関連法令に則して、受託者が必要な手続きを行うものとする。

- 2 受託者は、業務実施のために調達された資機材等を適切に管理するものとし、本契約に基づき調達される資機材等のうち、1 件 5 万円以上かつ使用可能期間が 1 年以上のもの又は 1 件 5 万円未満だが使用可能期間が 11 年以上のものについては、その管理状況を貸与物品リストに記録するものとする。

(本業務によって取得した財産の取扱い)

第 5 条 業務の実施に当たって、受託者が直接又は地域住民の活動組織若しくは地域社会の行政組織等を通じて第三者に資機材等を供与又は貸与することにより、当該組織等が物品を販売又は賃貸して得た財産を当該活動の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供させてはならない。

(受託者の広報等)

第 6 条 受託者は、次の各号に掲げる用途にて、本契約の業務に関連した情報を第三

者に開示する場合、又は著作権を委託者へ譲渡済の成果品を活用する場合、業務委託契約約款第 25 条に反しない範囲、かつ当該業務が委託者の委託により実施されたこと及び成果品の著作権が委託者に帰属する旨を明記した上で、開示又は活用することができる。

- (1) 広報、講演、セミナー、研修、勉強会等
- (2) 学会誌への投稿や学会等での発表

(提出書類)

第 7 条 業務の進捗状況等を確認するため、受託者は、次の各号に定める書類を作成し、委託者に提出することとする。

- (1) 業務月報（毎月提出）
- (2) 現地業務連絡先届（現地業務開始前に提出）
- (3) 研修員受入連絡届（研修開始前に提出）

(業務関連ガイドライン)

第 8 条 業務の実施及び経理の処理に当たっては、受託者は以下の各号に示す委託者のガイドラインに準拠するものとする。

- (1) 草の根技術協力事業に係る業務実施ガイドライン（2020 年 5 月）
- (2) 草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン（2020 年 4 月）

(安全対策措置)

第 9 条 海外での業務の安全確保を目的として、受託者は、以下の安全対策を講じるものとする。

- (1) 業務委託契約約款第 24 条第 2 項の規定に基づき、業務従事者に対して、必要な海外旅行保険を付保する。
 - (2) 第 7 条第 2 号に規定する現地業務連絡先届に、前号の保険付保状況（緊急輸送サービスの付保状況を含む。）を記載する。
 - (3) 業務従事者のうち、3 ヶ月以上業務実施対象国・地域に滞在する者には、在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。
 - (4) 外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者の渡航情報を登録する。
 - (5) 現地への渡航に先立ち、委託者が委託者のウェブサイト（国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER）上で提供する安全対策研修（Web 版）を業務従事者に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りではない。
 - (6) 現地への渡航に先立ち委託者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、委託者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。
- 2 前項の第 3 号及び第 4 号の規定は、日本国籍を持たない業務従事者には適用しない。